国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則

(前略)

(住居手当)

第26条 契約期間が3月以上ある有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・助教授<u>権教授</u>及び専門職大学院特別教授・助教授推教授</u>を除く。)には、給与規程第17条に定める教職員の例に準じて住居手当を支給することができる。

(通勤手当)

第27条 契約期間が1月以上ある有期雇用教職員(法科大学院特別教授・助教授<u>准教授</u>及び専門職大学院特別教授・助教授<u>准教授</u>を除く。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。

(中略)

(期末手当及び勤勉手当)

第32条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・助教授准教授及び専門職大学院特別教授・助教授准教授を除く。)には、給与規程第28条から第31条までに定める教職員の例に準じて期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、準用する給与規程の規定は、当該事業年度の初日において教職員に適用されるもの(当該事業年度途中の同規程の改正により当該初日に遡及して改正規定が適用される場合にあっては、当該改正前の規定)とし、別表第2に掲げる有期雇用教職員に係る給与規程第28条第3項の規定中「期末手当基礎額」及び給与規程第31条第4項の規定中「勤勉手当基礎額」とあるのは、「その者に支給される日給額に21を乗じて得た額」と読み替える。

(中略)

(育児・介護休業等)

第58条 有期雇用教職員の育児休業、介護休業、育児部分休業及び介護部分休業に関する取扱いについては、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条まで、第20条の2から第20条の6まで、第32条第2項、第39条及び第43条の2から第43条の5までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「有期雇用教職員」と読み替えるほか、別表第8の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。

(中略)

(年度一時金)

第74条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・助教授准教授及び専門職大学院特別教授・助教授准教授を除く。)には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。ただし、事業年度途中に退職し、又は解雇された場合は、その際その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に年度一時金を支給する。

(後略)

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力があり、原則とし	事務の補佐業務に従事	満60歳	・当該雇用経費の趣旨に添っ
技術補佐員	て他の職に就いていない者	技術に関する職務の補		た雇用に限る
		佐業務に従事		・学生、研究生等を除く
技能補佐員		技能に関する職務の補		
		佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満63歳	

別表第2

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
寄附講座教員	当該講座又は研究部門教員としての業	当該講座又は研究部門	満63歳	・当該講座又は研究部門の継
寄附研究部門教員	務の遂行能力が あり、原則として他	における教育研究に従	(ただし、大学	続している間、雇用可能
	の職に就いていない者	事するほか、本学の定	めが特に認めた	・当該寄附講座又は寄附研究
		により教育研究に支障	場合は、この限	部門の設置に係る寄附金
		のない範囲内でその他	りでない。)	にて雇用される場合に限
		の授業又は研究指導を		る
		担当する		・選考方法、選考基準は当該
				講座・研究部門を置く部局
				が定める
				・学生、研究生等を除く
研究員(科学技術振	次の各要件をすべて満たす者	当該プログラムに係る		・当該プログラムの継続して
興)	・13文科科第44号通知の各別表に	研究又は教育に従事		いる間、雇用可能
	おける教授・ 助教授 准教授等の教員、			・当該科学技術振興調整費の
	主任研究員又は研究員として雇用され			(目)科学技術総合研究委
	る者であること			託費にて雇用される場合
	・当該研究又は教育の遂行上必要な能			に限る
	力を有すると研究代表者等の所属する			・学生、研究生等を除く
	部局の長が認めた者			
	・博士の学位を取得した者、博士の学			
	位取得が確実な者又は博士の学位を取			
	得した者に相当する能力を有すると研			
	究代表者等の所属する部局の長が認め			
	た者			
	・原則として他の職に就いていない者			
産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者	当該共同研究•受託研	究	・当該共同研究・受託研究の
	・当該共同研究・受託研究の遂行上必	に従事		継続している間、雇用可
	要な能力を有すると研究代表者等の所			能
	属する部局の長が認めた者			・当該共同研究・受託研究の
	・原則として他の職に就いていない者			受入資金にて雇用される
				場合に限る
				・学生、研究生等を除く
研究員(СОЕ)	次の各要件をすべて満たす者	当該プロジェクトに係		・当該プロジェクトの継続し
	・当該研究の遂行上必要な能力を有す	る研究に従事		ている間、雇用可能
	ると拠点リーダー、研究代表者又は研			• 当該研究拠点形成費補助金
	究担当者等の所属する部局の長が認め			(研究拠点形成費)にて雇
	た者			用される場合に限る
	・博士の学位を取得した者、博士の学			・学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)	位取得が確実な者又は博士の学位を取			・当該プロジェクトの継続し
	得した者に相当する能力を有すると拠			ている間、雇用可能
	点リーダー、研究代表者又は研究担当			・当該科学研究費補助金の直
	者等の所属する部局の長が認めた者			接経費にて雇用される場
	・原則として他の職に就いていない者			合に限る
				・学生、研究生等を除く

研究員(学術研究奨励)				・当該寄附金にて雇用される場合に限る・寄附講座・寄附研究部門に係るものは除く・学生、研究生等を除く
研究員(特別教育研究)	次の各要件をすべて満たす者 ・当該研究の遂行上必要な能力を有す ると拠点リーダー、研究代表者又は研 究担当者等の所属する部局の長が認め た者	当該プロジェクトに係 る研究に従事	満63歳 (ただし、大学 が特に認めた 場合は、この限 りでない。)	・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能・当該特別教育研究経費にて雇用される場合に限る・学生、研究生等を除く
研究員(改革推進)	・博士の学位を取得した者、博士の学 位取得が確実な者又は博士の学位を取 得した者に相当する能力を有すると拠 点リーダー、研究代表者又は研究担当 者等の所属する部局の長が認めた者			・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能・当該大学改革推進経費にて雇用される場合に限る・学生、研究生等を除く
研究員(NEDO)	・原則として他の職に就いていない者			・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構産業技術研究助成金にて雇用される場合に限る
研究員(JSPS)				・学生、研究生等を除く ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業助成金にて雇用される場合に限る
研究員(学術支援) 研究員(プロジェクト名等)		競争的資金に係る研究 の応用等に関する研究 に従事 当該プロジェクト等に 係る研究に従事		・学生、研究生等を除く ・間接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く ・前各項に掲げるもののほか 、総長が認めるもの ・プロジェクト名等は、当該プロジェクト等の内容を示す名称として総長が定める ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトである場合は、可である場合は、当該プロジェクトである場合は、の継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

別表第3

		•		
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医員	医師免許又は歯科医師免許取得後2年	診療に従事	満63歳	・任期については、医学部附
	以上の臨床研修又はこれに準じる診療	必要に応じ、診療を通じ	(ただし、大学	属病院の定めによる
	業務を行った者 <u>医師免許取得後2年以</u>	ての臨床教育の補助的	が特に認めた	・当該医員又は医員(研修医)
	上又は歯科医師免許取得後1年以上の	職務及び診療に関して	場合は、この限	に係る雇用経費にて雇用
	臨床研修又はこれに準じる診療業務を	研究にも従事	りでない。)	される場合に限る
	行った者			・学生、研究生等を除く
医員(研修医)	卒後臨床研修開始後2年未満の者医科	医師法・歯科医師法の規		
	の卒後臨床研修開始後2年未満又は歯	定に定める臨床研修に		
	科の卒後臨床研修開始後1年未満の者	従事		
法科大学院特別	法科大学院において実務基礎教育を実	法科大学院(法学研究科		・任期については、法科大学
教授	施するため特に必要となる高度専門職	法曹養成専攻)における		院の定めによる
法科大学院特別	業人	教授又は 助教授 准教授		
助教授 准教授		の職務に従事		
専門職大学院特別	専門職大学院(法科大学院を除く。)	専門職大学院(法科大学		・任期については、当該専門
教授	において実務基礎教育を実施するため	院を除く。)における教		職大学院の定めによる
専門職大学院特別	特に必要となる高度専門職業人	授又は 助教授 准教授の		
助教授 准教授		職務に従事		

別表第4

10,400円
12,000円
13,600円
15,200円
16,800円
18,400円
20,000円
21,600円
23,200円
24,800円
26,400円
28,000円
29,600円
31,200円

[※] 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

職名		日 給 額
医員	医師免許等取得後	2年目 9,400円
	の経験年数	3~4年目 11,600円
		5~6年目 12,000円
		7~8年目 12,700円
		9年目以上 13,400円
医員(研修医)	9,400円	
法科大学院特別教授	50,000円	

法科大学院特別 助教授 准教授	30,000円
専門職大学院特別教授	50,000円
専門職大学院特別 助教授 准教授	30,000円

[※] 医師免許等とは、医師免許及び歯科医師免許をいい、医師免許等取得後の経験年数を算出する起算日は、当該免許を取得した日の属する年の4月1日とする。

別表第6

有期雇用教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院に勤務する医員及び医	1週間	午前8時30分から午後5時15分	正午から午後0時45分まで
員(研修医)のうち、医学部附属病院長	に2日	まで	
が指定する者	又は	午前8時30分から午後5時30分	正午から午後1時まで
	3 日	まで	
		午後4時から翌日午前0時45分ま	午後8時から午後8時45分まで
		で	
		午後4時から翌日午前1時まで	午後8時から午後9時まで
		午前0時から午前8時45分まで	午前4時から午前4時45分まで
		午前0時から午前9時まで	午前4時から午前5時まで
医学部附属病院看護部病棟及び看護管	1 週間	午前8時30分から午後5時15分	午後0時30分から午後1時15分まで
理室に勤務する有期雇用教職員のうち、	に2日	まで	
医学部附属病院長が指定する者(他の「		午前8時30分から午後5時30分	午後0時30分から午後1時30分まで
有期雇用教職員の区分」に定める者を除		まで	
<.)		午前7時30分から午後4時15分	午前11時30分から午後0時15分ま
		まで	で
		午前7時30分から午後4時30分	午前11時30分から午後0時30分ま
		まで	で
フィールド科学教育研究センター海域	1週間	午前8時45分から午後5時30分	午前11時45分から午後0時30分ま
ステーション瀬戸臨海実験所に勤務す	に2日	まで	で
る有期雇			午後0時30分から午後1時15分まで
用教職員			

有期雇用教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務、窓口業務その他の業務に	午前8時30分から午後5時15分まで	午後1時から午後1時45分まで
従事する有期雇用教職員のうち部局長	午前8時30分から午後5時30分まで	午後1時から午後2時まで
が指定する者		

育児・介護	適用する規定
規程の規定	
第40条	第40条 有期雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に申し出ることにより、1
	日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。)ができる。
	ただし、 次の各号の一 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員(労使協定
	がある場合に限る。) に該当する教職員 は、これを行うことができない。
	(1) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員
	(2) 介護部分体業申出があった日の翌日から93日以内に退職することが明らかな
	有期雇用教職員
	(略)